

平成十二年法律第二百二十五条号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例
に関する法律

(趣旨)

この法律は、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員を除く。)をいう。

第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

(任期を定めた採用)

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

(任期を定めた採用)

任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するため必要であるときは、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

		号俸											
		7	6	5	4	3	2	1		円	俸給月額		
2	各庁の長は、特定任期付職員の号俸を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事院規則で定める基準に従い決定する。	8	7	6	5	4	3	2	1	380,000	427,000	477,000	539,000
		39,	18,	15,	39,	15,	00	00	00	000	000	000	000
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2	前条第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。	2	前条第二項の規定は、前項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)の任期が五年に満たない場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。
	(任用の制限)		(任用の制限)
2	任命権者は、任期付職員が採用時に占めていた官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して從事している業務と同一の業務を行ふことをその職務の主たる内容とする他の官職に任用する場合に反し、任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、人事院の承認を得て、任期付職員を、その任期中、他の官職に任用することができる。	2	任命権者は、任期付職員が採用時に占めていた官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して從事している業務と同一の業務を行ふことをその職務の主たる内容とする他の官職に任用する場合に反し、任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、人事院の承認を得て、任期付職員を、その任期中、他の官職に任用することができる。
	(給与法に関する特例)		(給与法に関する特例)
2	第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の俸給表を適用する。	2	前条第二項の規定は、前項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)の任期が五年に満たない場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

2	第一条 この法律は、公布の日から施行する。(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)	1	第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
	(施行期日)		(施行期日)
2	第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。	2	第一条 この法律は、公布の日から施行する。(施行期日)
	(附則)		(附則)
2	第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。	2	第一条 この法律は、公布の日から施行する。(施行期日)

三 任期付職員法第七条第三項の規定による俸
給月額

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

第九条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異なる異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けたいた号俸等の基礎)

第十一条 附則第六条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けたいた号俸とは、俸給月額は、第二条の規定による改正前の給与法 第五条の規定による改正前の任期付研究員法 第七条の規定による改正前の任期付職員法又は附則第十七条の規定による改正前の平成十年改正法附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第十二条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けたいた俸給月額(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。)の施行の日ににおいて次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事院規則で定める職員を除く。)には、平成二十六年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場

合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を俸給として支給する。

一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員(次号に掲げる職員を除く。)百分の九十九・一

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十八・九四

三 前二号に掲げる職員以外の職員(医療職俸給表(二)又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。)百分の九十九・三四

四 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

五 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第六条 第十二条

一 略

二 任期付職員法第七条第四項
(人事院規則への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則(平成一八年一月一七日法律第〇一〇号)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年一月三〇日法律第一八号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

る読替え後の新給与法第十九条の新給与法第十九条の四第二項	第三条の規定による改正後の新給与法附則第二条の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項
一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 （以下「の表において「新任期付職員法」という。）附則第一条の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「の表において「新任期付職員法」という。）附則第一条の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項
第二条の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項	第二条の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項
新給与法附則第八条項の規定による読替え前の新給与法第十一条の七第二項	新給与法附則第八条項の規定による読替え前の新給与法第十一条の七第二項
（施行期日） 八六号抄	（施行期日） 八六号抄
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。 (任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え)	第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条において「改正後の給与法」という。）の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。	第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条において「改正後の給与法」という。）の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。
一 略	一 略
二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この号及び次条において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額 第六条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額	二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この号及び次条において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額 第六条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額
第三条 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任	第三条 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任

期付研究員法第七条第一項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」及び第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）で、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第二百七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

特地勤務手当		（同法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他的人事院規則で定める期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額																				
表（二）		表（三）		表（二）		表（三）		表（二）		表（三）		表（二）		表（三）		表（二）		表（三）		表（二）		
公 安 職 俸 給		公 安 職 俸 給		税 務 職 俸 給		專 門 行 政 職		行 政 職 俸 給		行 政 職 俸 給		行 政 職 俸 給		行 政 職 俸 給		行 政 職 俸 給		行 政 職 俸 給		行 政 職 俸 給		
二級	一級	四級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級
一号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から二十九号俸まで	一号俸まで

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第五条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。
（任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給額の切替え）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」と

二 平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額（人事院規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第九条及び次条の規定を除く。）の施行に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二年一月三〇日法律第
五三号）抄

三級	二級
まで 一号俸から四号俸	まで 一号俸から二十八号俸

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例
に関する法律（以下この号、次条及び附則第一項に規定する「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額（平成二十二年十二月に支給する期末手当に關する特例措置）

第三条 平成二十二年十一月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任
期付研究員法第七条第一項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び
第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業

等に関する法律（平成三年法律第百九号。附則第五条及び第七条において「育児休業法」という。）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する法律（以下この号及び附則第五条において「給与法」という。）第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下の条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職俸給表（二）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらの人事院以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）とならつた者（平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該人が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規

専門行政		(一) 行政職俸表							(二) 行政職俸表							俸給表
二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	一級	號俸	
一号俸まで 号俸まで 一号俸から四十八号	一号俸から八十号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から二十号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十六号	一号俸から六十四号	一号俸から七十二号	一号俸から百八号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から四号俸	一号俸まで 号俸まで 一号俸から十六号	一号俸から二十四号	一号俸から三十二号	一号俸から四十八号	一号俸から六十四号	一号俸から九十三号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から四号俸	一号俸まで 号俸まで 一号俸から七十三号	

公安職俸表		(一) 公安職俸表							(二) 公安職俸表							税務職俸表
三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級
一号俸まで 号俸まで 一号俸から四十八号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から六十四号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から四号俸	一号俸まで 号俸まで 一号俸から十六号	一号俸から二十四号	一号俸から三十二号	一号俸から五十六号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から七十二号	一号俸から五十六号	一号俸から八十四号	一号俸から四号俸	一号俸から八十四号	一号俸から三十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十二号

(一) 教育職俸表				(二) 海事職俸表							(三) 海事職俸表							海事職俸表	
四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級
一号俸まで 号俸まで 一号俸から十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から四十号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から五十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十二号	一号俸から四十八号	一号俸から六十号	一号俸から四十八号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から七十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から八十四号	一号俸から八十四号	一号俸から七十二号	一号俸から八十五号	一号俸から十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から四十九号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十二号	一号俸まで 号俸まで 一号俸から三十二号	

給表 福祉職俸	(三) 医療職 給 俸						(一) 医療職 給 俸						(二) 教育職 給 俸									
	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	
一号俸まで 号俸から九十二	一号俸まで 号俸から八号俸	一号俸まで 号俸から二十八	一号俸から四十四	一号俸まで 号俸から五十六	一号俸から八十号	一号俸まで 号俸まで	一号俸から九十六	一号俸まで 号俸まで	一号俸から二十八	一号俸から四十四	一号俸から五十六	一号俸まで 号俸まで	一号俸から八十五	一号俸から四十号	一号俸から二十四	一号俸まで 号俸まで	一号俸から七十二	一号俸から五十二	一号俸から七十二	一号俸まで 号俸まで	一号俸から八十四	一号俸まで 号俸まで
二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級	十五級	十六級	十七級	十八級	十九級	二十級	二十一級	二十二級	二十三級	二十四級

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び附則第八条から第十条までの規定
二 平成二十四年四月一日

象職員であつた者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額

二 任期付職員法第七条第三項の規定による俸
給月額第四条の規定による改正後の任期付
職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げ
る号俸の俸給月額
(平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

同条第三項、任期付研究員法第七条第二項又は任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第四項から第六項まで(育児休業法第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 若しくは第十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項又は法科大学院派遺法第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の(平成廿二年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。)医療職俸給表(二)若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸までであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、单身赴任手当(一般職給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)の月額(一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給さ

専門行政		行政職俸給表										行政職俸給表		俸給表			
表	職	一級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級	
専門行政	一號俸まで	一號俸から九十三号	俸まで	一号俸から三十二号	俸まで	一号俸から四十八号	俸まで	一号俸から八十四号	俸まで	一号俸から七十六号	俸まで	一号俸から三十六号	俸まで	一号俸から四十四号	俸まで	一号俸から七十六号	俸まで
表	職	一級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級	

(一) 海事職俸表						(二) 海事職俸表						(三) 海事職俸表							
六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
俸まで 一号俸から四十四号 まで	一号俸から六十号俸 まで	一号俸から七十二号 俸まで	一号俸から八十四号 俸まで	一号俸から九十七号 俸まで	一号俸から八十五号 俸まで	一号俸から二十四号 俸まで	一号俸から五十号俸 まで	一号俸から五十二号 俸まで	一号俸から六十八号 俸まで	一号俸から六十九号 俸まで	一号俸から六十九号 俸まで	一号俸から十六号俸 まで	一号俸から四十八号 俸まで	一号俸から三十六号 俸まで	一号俸から四十四号 俸まで	一号俸から六十六号俸 まで	一号俸から七十六号 俸まで	一号俸から八十九号 俸まで	

第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律五百号。以下この条及び次条第一項において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用・給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後（平成二十六年改正法附則第七条の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。））、改正後（平成二十六年改正法附則第七条の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。））による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

4 3 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十三条第二項に規定する任期末時間勤務職員に対する第一項の規定についても、同項中「とする」とあるのは、「とするとものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第二十三第三項に規定する任期末時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第二十五条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
（人事院規則への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める職員について準用する。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間と同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

用を受ける職員を除く。)のうち、平成二十七年一月一日において一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項の規定により昇給した職員(同日において平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員)での職務の級が二級又は三級であるものその他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。(以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の平成三十年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けとることとなる号俸の一號俸上位の号俸とする。

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職員の給与に関する法律、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定めること。

特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え

第二条 平成三十年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日ににおける俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

（施行期日等）
八二号）
（平成三〇年一月三〇日法律第附則
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
第二条 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞ

2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与法（次条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（次条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一一月三〇日法律第
八二号）

附則（令和二年一月三〇日法律第六五号）

（人事院規則への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定め

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内

び給与の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与法（次条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（次条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定（一般職の任期付職員の採用及

(人事院規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (令和四年一月一八日法律第八号)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下この条及び附則第三条において「給与法」という。）第五条第一項及び第十二条第二項第二号の改正規定、給与法第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定、第五条中一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次項及び附則第三条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定、令和六年四月一日

第一条の規定（給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正規定並びに附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第四条の規定（任期付研究員法第七条第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正規定並びに附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第四条の規定（「改正後の給与法」という。）の規定、第六条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この条及び次条において「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第四条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この条及び次条において「任期付職員法」という。）による改正後の任期付研究員法（次条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第四条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それが改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (令和五年一月一四日法律第七三号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (令和四年一月一八日法律第八号)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下この条及び附則第三条において「給与法」という。）第五条第一項及び第十二条第二項第二号の改正規定、給与法第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定、第五条中一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次項及び附則第三条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定、令和六年四月一日

第一条の規定（給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正規定並びに附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第四条の規定（「改正後の給与法」という。）の規定、第六条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この条及び次条において「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 令和五年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表別に掲げる号俸の俸給月額及び改正後の給与法別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法、第四条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それが改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (令和五年一月一四日法律第七三号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。